

令和3年6月25日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度6月総会を日置市東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第12号 農地法第3条許可申請書審議について	(6件)
議案第13号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第14号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第15号 農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第16号 非農地証明願出書について	(2件)
議案第17号 農用地利用集積計画審議について	(76件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義春
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

3番 池畑 正治

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

33番 藤崎 善行

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度6月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
なお、池畑委員から欠席届が提出されています。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、8番山口義廣委員と、9番野元政博委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第12号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。
末永義弘委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 (退席)

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料1頁の番号3をご覧ください。1件です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は35,521㎡、作物は水稻及びお茶です。

以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

8番 議案第12号の番号3について報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第12号の末永委員が関係する番号3の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

[質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第12号の末永委員が関係する番号3の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第12号の末永委員が関係する番号3の案件について、許可することに決定しました。

末永委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、議案第12号「農地法第3条許可申請書審議」の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 最初に、総会資料の訂正をお願いいたします。1頁番号4の使用貸借権設定の案件について、契約期間が3年となっておりますが、2年へ訂正をお願いいたします。

それでは説明させていただきます。資料の1頁から9頁をご覧ください。5件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,496㎡、作物は果樹です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は911㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は2,024㎡、作物は水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,303㎡、作物は水稻です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は65,257㎡、作物は甘藷、アスパラです。

以上、計5件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

6番 議案第12号の番号1について報告いたします。

令和3年6月18日、私と副の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第12号の番号2について報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第12号の番号4について報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の馬場五男委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と一部草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第12号の番号5について報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の馬場五男委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第12号の番号6について報告いたします。

令和3年6月19日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第12号の議事参与制限以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第12号の議事参与制限以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第12号の議事参与制限以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第13号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の10頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

なお、既に転用済みのため始末書がついております。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第13号の番号1について報告いたします。

令和3年6月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第13号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第13号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第13号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第14号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。
なお、議案第15号の番号1の案件は関連がありますので、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の12頁をご覧ください。

番号1は、14頁の議案第15号農地法第5条許可申請書審議の番号1と関連がありますので、一括して説明いたします。

本申請は、「令和3年4月28日付指令日農委第5号11」で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、計画者2筆1, 809㎡で申請されましたが、隣接地の138番2が申請漏れであったため、今回追加で申請し、計3筆1, 820㎡で事業計画変更するものです。なお、隣接する山林部分、133番、462㎡も含めた一体利用全体面積は2, 282㎡であります。

以上、計1件、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第14号の案件と議案第15号の番号1については、一括して報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。承認相当と許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第14号の案件と関連する議案第15号の番号1の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第14号の案件と関連する議案第15号の番号1の案件について許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第15号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に資料の差し替えをお願いします。お手元にお配りしてあります資料をご覧ください。
番号7の氏名、住所、権利種別及び期間に誤りがあったため修正してあります。

事務局 それでは説明に入ります。

資料の14頁をご覧ください。番号1を除く7件について説明いたします。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3及び番号4の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、多目的広場、権利種別は使用貸借権設定です。

番号6と番号7については隣接しており、番号7については、多目的広場として地域の方々が、グラウンドゴルフ場として使用し、番号6については、その利用される方々の駐車場として転用するものです。

番号8の転用目的は、チップ材置場、権利種別は所有権移転です。

以上、番号1を除く計7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第15号の番号2について報告いたします。

令和3年6月21日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約5.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第15号の番号3について報告いたします。

令和3年6月21日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第15号の番号4について報告いたします。

令和3年6月21日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第15号の番号5について報告いたします。

令和3年6月23日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第15号の番号6について報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第15号の番号7について報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第15号の番号8について報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第15号の番号1以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第15号の番号1以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第15号の番号1以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第16号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の24頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した雑種地です。

申請地は、申請人の事務所横の駐車場であり、昭和61年に県知事の転用許可を受けて取得した土地でありましたが、地目変更しておらず、また許可書も紛失した旨の上申書を添付されております。

番号2は、20年以上経過した宅地です。

申請地の2筆とも車庫が建てられており、また、申請書添付書類に固定資産税の名寄帳が添付され、それによりますと昭和50年代に建てられたものであります。

以上、計2件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第16号の番号1について報告いたします。

令和3年6月20日、私と副の嶋野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、5号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第16号の番号2について報告いたします。

令和3年6月22日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第16号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第16号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第16号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第17号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号20です。貸借です。

面積について、田は937㎡、畑はなし、計937㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第17号の山口委員が関係する番号20の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第17号の山口委員が関係する番号20の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号23、番号24です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は1,541㎡、畑はなし、計1,541㎡、うち再設定面積は1,012㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第17号の横山委員が関係する番号23及び番号24の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第17号の横山委員が関係する番号23及び番号24の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁から41頁の間にあります番号39、番号43、番号44、番号47、番号53、番号54、番号55、番号56、番号57です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は8,700㎡、計8,700㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は10件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第17号の春成委員が関係する番号39、番号43、番号44、番号47、番号53から番号57までの9件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第17号の春成委員が関係する番号39、番号43、番号44、番号47、番号53から番号57までの9件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、田中宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

32番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の番号58です。貸借です。

面積について、田は1,265㎡、畑はなし、計1,265㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第17号の田中委員が関係する番号58の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第17号の田中委員が関係する番号58の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

田中委員に着席の連絡をしてください。

32番 [着席]

会長 次に地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42頁の農地中間管理事業の番号2です。貸借です。

面積について、田は271㎡、畑はなし、計271㎡、うち再設定面積は271㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第17号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第17号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着席〕

会長 次に日高格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42頁から45頁の間にあります番号4、番号5、番号6、番号7、番号8、番号9、番号10、番号11、番号12、番号13、番号14、番号16です。貸借です。

この案件につきましては、日高委員が法人の役員を務めるという関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は9,336㎡、畑は13,315㎡、計22,651㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は12件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第17号の日高委員が関係する農地中間管理事業の番号4から番号14及び番号16の12件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第17号の日高委員が関係する農地中間管理機構の番号4から番号14及び番号16の12件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 〔着席〕

会長 議案第17号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。資料の27頁です。売買です。

面積について、田はなし、畑は1,920㎡、計1,920㎡、利用権設定件数は1件です。

次に、利用権設定分です。資料の28頁から41頁です。貸借です。

面積について、田は31,096㎡、畑は19,724㎡、計50,820㎡、うち再設定面積は18,196㎡、利用権設定件数は44件、うち再設定件数は33件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の42頁から45頁です。貸借です。

面積について、田は3,163㎡、畑はなし、計3,163㎡、うち再設定面積は445㎡、利用権設定件数は4件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第17号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第17号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和3年度6月総会を閉会します。

(閉会 10時20分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

8 番

9 番